



市街地周辺でヒグマとの遭遇に注意！

今年
4月～8月

- ヒグマによる人身事故被害者数（道内）**11人**（過去最多）
- ヒグマの通報件数（市内）**77件**（昨年4月～今年3月=47件）
※令和3年8/27現在

市街地に近い河川敷や、その周辺住宅地でヒグマの出没情報が相次いだため、河川敷にセンサーカメラを設置し、ヒグマへの警戒を継続しています。

ヒグマとの遭遇による事故を防ぐため、制限区域となっている河川敷には立ち入らないでください。開放している河川敷でも、日頃から市庁でヒグマの出没情報を確認し、

夕暮れから早朝にかけては立ち入りを控え、特に茂みには近づかないでください。

また、放置した生ごみ等はヒグマを呼び寄せます。決められた日にごみステーションに出し、屋外でごみのポイ捨てをしないようご協力をお願いします。

【詳細】環境総務課☎25・5350



ヒグマの出没状況と市の対応



立入制限をしている河川敷など



旭川市事業継続応援支援金のご案内



北海道の緊急事態措置等に伴う飲食店等への協力

支援金の対象とならない事業者のうち、一定の収入減少があり、国の月次支援金や北海道の道特別支援金Bの給付決定者となった事業者に、市独自で上乗せして支援金を給付します。

対象となる事業者は、まず国の月次支援金または道特別支援金Bの申請を9/30(木)までをお願いします。なお、6月分までの月次支援金は申請期限が過ぎており、申請できません



月次支援金



道特別支援金B

対象	市からの給付額
市内に本社・本店がある事業者で次のいずれかの給付決定者	
5月～7月分のいずれかの月次支援金	法人＝上限20万円×最大3か月、個人＝上限10万円×最大3か月
道特別支援金B	法人＝20万円、個人＝10万円

申請方法 12/29(木)まで（当日消印有効）に、第三庁舎案内、道の駅あさひかわ（神楽4の6）、市庁等にある申請書に記入して郵送（感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします）



郵送先 〒070-8004 神楽4の6 道の駅あさひかわ内 経済交流課

【詳細】経済交流課☎73・9850（平日8：45～17：15）

※道特別支援金Bの給付決定者は、市への申請は不要です。

9/30(木)までの毎週火・木曜日に、月次支援金・道特別支援金Bの相談窓口（予約制）を開設しています

【詳細】経済交流課☎73・9850

空き家無料合同相談会



空き家の管理や相続、売買などの相談に、司法書士や宅建協会の相談員、市の職員が対応します。

とき 11/20(土) 10：00～17：00
ところ フィール旭川7階（1の8）

対象 空き家の所有者またはその親族
定員 15人

【申込】市庁にある申込書に記入し、11/12(金)までに建築指導課☎25・8561

